

別表第2（第12条関係）

姫路市地域生活支援サービス（地域生活支援給付事業）に要する費用の額の算定に関する基準

通則

ア 指定地域生活支援サービスに要する費用の額は、第2、第3又は第6（第2項を除く。）により算定する単位数に10円を乗じて得た額に次の表の左欄に掲げる指定地域活動支援サービス事業者の事業所が所在する地域区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額に、第1、第4、第5及び第6（第2項に限る。）により算定する単位数に10円を乗じて得た額を加えた額とする。

地域区分	割合
1級地	1000分の1120
2級地	1000分の1096
3級地	1000分の1090
4級地	1000分の1072
5級地	1000分の1060
6級地	1000分の1036
7級地	1000分の1018
その他	1000分の1000

（注）地域区分は、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）第2号の表に定める地域区分をいう。

イ アの規定により指定地域生活支援サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

第1 移動支援事業給付費

- | | |
|----------------|--|
| 1 所要時間30分未満の場合 | 243単位 |
| 2 所要時間30分以上の場合 | 243単位に所要時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 |

注1 移動支援事業に係る指定地域生活支援サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、移動支援計画（別に市長が定める基準により作成する計画をいう。）に位置付けられた内容の指定移動支援事業を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注2 2人の移動支援従業者により移動支援事業を行うことについて利用者の同意を得ている場合において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、同時に2人の移動支援従業者が1人の利用者に対して移動支援事業を行ったときは、それぞれの移動支援従業者が行う移動支援事業につき所定単位数を算定する。

- (1) 障害者等の身体的理由により、1人の移動支援従業者による介護が困難と認められる場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)又は(2)に準じると認められる場合

注3 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に移動支援事業を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に移動支援事業を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 移動支援を行う事業所が、第12条第4項に規定する利用者負担上限月額の管理を行った場合は、1月につき150単位を加算する。

注5 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域等、厚生労働大臣が定める地域に居住している者に対して、移動支援事業を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 地域活動支援センター機能強化事業給付費

1 地域活動支援センターⅠ型機能強化事業給付費

(1) 所要時間 4 時間未満の場合

ア 単価区分 1	2 6 0 単位
イ 単価区分 2	2 2 9 単位
ウ 単価区分 3	1 9 8 単位

(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

ア 単価区分 1	4 1 1 单位
イ 単価区分 2	3 5 7 单位
ウ 単価区分 3	3 0 6 单位

(3) 所要時間 6 時間以上の場合

ア 単価区分 1	5 2 2 单位
イ 単価区分 2	4 5 4 单位
ウ 単価区分 3	3 8 6 单位

2 地域活動支援センターⅡ型機能強化事業給付費

(1) 所要時間 4 時間未満の場合

ア 単価区分 1	2 6 0 单位
イ 単価区分 2	2 2 9 单位
ウ 単価区分 3	1 9 8 单位

(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

ア 単価区分 1	4 1 1 单位
イ 単価区分 2	3 5 7 单位
ウ 単価区分 3	3 0 6 单位

(3) 所要時間 6 時間以上の場合

ア 単価区分 1	5 2 2 单位
イ 単価区分 2	4 5 4 单位
ウ 単価区分 3	3 8 6 单位

3 地域活動支援センターⅢ型機能強化事業給付費

(1) 所要時間 4 時間未満の場合

ア 単価区分1	2 7 4 単位
イ 単価区分2	2 4 2 単位
ウ 単価区分3	2 1 4 単位

(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合

ア 単価区分1	3 3 3 単位
イ 単価区分2	2 9 3 単位
ウ 単価区分3	2 5 6 単位

(3) 所要時間6時間以上の場合

ア 単価区分1	3 8 1 単位
イ 単価区分2	3 3 5 単位
ウ 単価区分3	2 8 8 単位

注1 地域活動支援センター機能強化事業を行うサービス事業所（以下「指定地域活動支援センター機能強化事業所」という。）において、地域活動支援センター機能強化事業を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に市長が定める単価区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域活動支援センター機能強化計画（別に市長が定める基準により作成する計画をいう。）に位置付けられた内容の地域活動支援センター機能強化事業を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注2 指定地域活動支援センター機能強化事業所において、当該指定地域活動支援センター機能強化事業所に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等、当該指定地域活動支援センター機能強化事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た場合は、地域活動支援センター機能強化計画上食事の提供を行うこととなっている第12条第3項第2号イからエまでに掲げる支給決定障害者等（以下「低所得利用者」という。）に対して、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

注3 2については、利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

注4 2及び3については、利用者に対して、その居宅、指定共同生活援助事業所又は事前に利用者と合意のうえ定めた集合場所若しくは事業所の最寄り駅と指定地域活動支援センター機能強化事業所との間の送迎を行った場合は、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他の加算は算定しない。

(1) 送迎加算（I） 次に掲げる基準のいずれにも該当する場合 片道につき21単位

ア 原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用していること。

イ 原則として、当該月において、週3回以上の送迎を実施していること。

(2) 送迎加算（II） (1)のア又はイに掲げる基準のいずれかに該当する場合 片道につき10単位

注5 指定地域活動支援センター機能強化事業所が、第12条第4項に規定する利用者負担上限月額の管理を行った場合は、1月につき150単位を加算する。

注6 離島地域における人材確保及び定着のため従業者に割増分の給料及び姫路港から真浦港、宮港若しくは坊勢港までの間又は坊勢港から網手港までの間の往復に要する乗船料（以下「割増給料等」という。）を支給しているものとして市長に届け出た編入前の家島町の区域に所在する指定地域活動支援センター機能強化事業所（以下「離島部地域活動支援センター」という。）であって、次に掲げる基準に適合しているものが編入前の家島町の区域に居住する者に対して地域活動支援センター機能強化事業を行ったときは、予算の範囲内で所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(1) 従業員への割増給料等が注6の規定による加算の算定見込額と同等程度となる賃金改善等に関する計画（以下「計画」という。）を策定し、計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 計画を従業員に周知するとともに、当該計画を市長に届け出ていること。

- (3) 注6の規定による加算の算定額に相当する割増給料等を支出していること。
- (4) 事業年度における注6の規定による加算の算定額が割増給料等を超える場合は、当該超過額を次年度以降の割増給料等の積立金として積み立てるとともに、当該積立金に関する事項について市長に報告していること。
- (5) 事業年度ごとに次に掲げる書類を添えて割増給料等の実績を市長に報告していること。

ア 従業者名簿

イ 従業者に適用する就業規則及び給料等に係る規定の写し

ウ 計画を提出する年度の決算時に作成した貸借対照表、損益計算書又は事業報告書及び事業報告書の写し

注7 編入前の家島町の区域に居住する利用者の支援の強化を行うために姫路市障害福祉地域生活支援事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成20年1月25日制定）第94条に定める人員以上の従業者を配置しているものとして市長に届け出た離島部地域活動支援センターであって、次に掲げる基準に適合しているものが編入前の家島町の区域に居住する者に対して地域活動支援センター機能強化事業を行ったときは、予算の範囲内で所定単位数の100分の70に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号）第2条第1項第16号の規定による常勤換算方法で算定した従業者の数を月平均の利用者の数で除した数が10分の3を超える人員配置計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に定める障害福祉サービス事業者として指定を受けるために人員等の確保に努め、人員確保計画を策定し、事業年度ごとに市長に報告していること。
- (3) 事業年度における注7の規定による加算の算定額が超過従業者の経費を超える場合は、超過額を次年度以降の超過従業者の雇用経費の積立金として積

み立てるとともに、当該積立金に関する事項について市長に報告していること。

(4) 事業年度ごとに次に掲げる書類を添付し、割増給料等の実績を市長に報告していること。

ア 従業者名簿

イ 従業者に適用する就業規則及び給料等に係る規定の写し

ウ 計画を提出する年度の決算時に作成した貸借対照表、損益計算書又は事業報告書及び事業報告書の写し

注8 離島部地域活動支援センターが、地域等との連携及び効率的運営の努力を行い、かつ、注6及び注7に規定する加算による収益を計上したにもかかわらず、指定地域活動支援センター機能強化事業の単独の決算において損益計算書に当期純損失を計上した場合は、当期純損失の金額から債権に係る貸倒損失並びに過去の義務違反を理由として課せられる罰金、科料、過料及び加算金に係る費用の金額を控除し、寄附金に係る受贈益の金額をえた額を予算の範囲で加算する。ただし、当該加算の算定は、離島部地域活動支援センターごとに1年につき1回とする。

注9 指定地域活動支援センター機能強化事業所において、次の(1)から(4)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数を加算する。

ただし、(1)及び(2)については、利用者1人につき1月に1回を限度とする。

(1) 地域活動支援センター機能強化事業の利用に関して、利用者の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、利用者及びその家族に面接する場合、一月につき300単位加算する。

(2) 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、利用者の地域活動支援センター機能強化事業の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合、一月につき300単位加算する。

(3) 利用者が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等

の職員に対して、当該利用者的心身の状況、生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）、1回につき300単位加算する。

- (4) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報の提供を行った場合、1月につき150単位加算する。ただし、当該加算については、次のア又はイに掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。
- ア 病院等及び訪問看護ステーション等
イ 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）

第3 福祉ホーム事業給付費

1 入居定員が5人以上9人以下の場合

(1) 身体障害者	179単位
(2) 知的障害者	147単位
(3) 精神障害者	153単位

2 入居定員が10人以上19人以下の場合

(1) 身体障害者	106単位
(2) 知的障害者	74単位
(3) 精神障害者	76単位

3 入居定員が20人以上

(1) 身体障害者	70単位
(2) 知的障害者	38単位
(3) 精神障害者	38単位

注1 福祉ホーム事業を行うサービス事業所において福祉ホーム事業を行った場合に、利用者の障害種別に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

注2 利用者が、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が

定める程度である者であって 18 歳以上であるものである場合は、身体障害者と同じ所定単位数を算定する。

第4 訪問入浴サービス事業給付費

1 入浴	1, 302 単位
2 清拭及び一部入浴	911 単位

注1 訪問入浴サービス事業を行うサービス事業所において訪問入浴サービス事業を行った場合に、訪問入浴サービスの内容に応じ、1回につきそれぞれ所定単位数を算定する。

注2 訪問入浴サービス事業を行うサービス事業所が、第12条第4項に規定する利用者負担上限月額の管理を行った場合は、1月につき150単位を加算する。

第5 日中一時支援事業給付費

1 日中短期入所事業給付費

(1) 所要時間4時間未満の場合

ア 単価区分1	179 単位
イ 単価区分2	161 単位
ウ 単価区分3	94 単位

(2) 所要時間4時間以上8時間未満の場合

ア 単価区分1	358 単位
イ 単価区分2	321 単位
ウ 単価区分3	190 単位

(3) 所要時間8時間以上の場合

ア 単価区分1	537 単位
イ 単価区分2	482 単位
ウ 単価区分3	284 単位

2 タイムケア事業給付費

(1) 所要時間4時間未満の場合	333 単位
(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合	444 単位

(3) 所要時間6時間以上の場合 500単位

注1 1については、日中短期入所事業を行うサービス事業所（以下「指定日中短期入所事業所」という。）において、日中短期入所事業を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に市長が定める単価区分に応じ、現に要した時間ではなく、日中短期入所事業に要する時間として利用者の意向を踏まえて設定した時間に応じ、所要単位数を算出する。

注2 1については、指定日中短期入所事業所において、当該指定日中短期入所事業に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等、当該指定日中短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た場合において、低所得利用者に対して、食事の提供を行ったときは、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

注3 2については、タイムケア事業を行うサービス事業所において、タイムケア事業を行った場合に、現に要した時間ではなく、タイムケア計画（別に市長が定める基準により作成する計画をいう。）に位置付けられた内容のタイムケア事業を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注4 指定日中短期入所事業所又はタイムケア事業を行うサービス事業所が、第12条第4項に規定する利用者負担上限月額の管理を行った場合は、1月につき150単位を加算する。

注5 2については、利用者に対して、その居宅等又は事前に利用者と合意の上定めた集合場所と指定タイムケア事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき54単位を加算する。

別表第3（第28条関係）

姫路市生活支援費用給付事業の額の算定に関する基準

通則

生活支援費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

第1　自動車運転免許取得費給付事業

自動車運転免許の取得に直接要した費用の2分の1に相当する額

注　10万円を限度として、所定額を算定する。

第2　自動車改造費給付事業

自動車改造に要した費用

注　10万円を限度として、所定額を算定する。